

基本 ビジョン

- 1 まちづくりの基本理念
- 2 まちが目指す将来像
- 3 人口推計（人口ビジョン）
- 4 将来像を実現するための分野別政策

まちづくりの基本理念

『まちづくり』とは、まちに起きる様々な問題をまちの人々が自ら考え、協力しあって解決していく取り組みの過程をいいます。『まちづくりの基本理念』は、そのプロセスを支えるための基本的な考え、姿勢を示したものです。これからの須恵町の進路を示した羅針盤として、町民が共有し長い時間をかけて進めていくまちづくりの指針となるものです。

本町は、1983（昭和 58）年 12 月 26 日に「須恵町民憲章」を定めました。これは町制施行 30 周年記念として豊かなゆとりある住みよい住みたくなるまちづくりを目指して五項目にわたる憲章を制定したものです。この憲章は町民のまちづくりの心得として今も親しまれています。「地域の課題は地域で解決する」を基本に、町民・地域・行政・企業など自立し、それぞれの立場や役割を認識するとともに、互いに手を取り、汗をかき、絆を深め、協働し、住みよい須恵町をつくるため、まちづくりの基本理念を「須恵町民憲章」と定めます。

須恵町民憲章

私たちは霊峰若杉の緑と輝かしい伝統を持つ須恵町民です。

愛する郷土発展のため、誇りをもってこの憲章を守ります。

- 一、自然を愛し、美しい環境をつくります。
- 二、健康の増進につとめ、楽しい家庭をつくります。
- 三、仕事にはげみ、豊かな町をつくります。
- 四、教養を高め文化を育て、明るい町をつくります。
- 五、おたがいに手を取りあい、住みよい町をつくります。

まちが目指す将来像

将来像は、長期的かつ総合的なまちづくりの指針である総合計画において、まちづくりの方向性や将来の姿を端的・効果的に表現した須恵町の未来の姿です。

第三次総合計画策定時のキャッチフレーズとして「水と緑と光の町」が登場し、第四次総合計画、第六次総合計画の将来像としています。また、この将来像をイメージした「すこやかスエコロジーマーク」も須恵町の都市イメージとして町民に定着しています。

町民アンケート調査結果では、住み続けるために重要視する項目として、「教育環境」「公園・緑地」、「買物できる場所」「道路・交通」が挙げられており、住みよい暮らしの実現のため、自然と調和した、安心安全で賑わいのあるまちづくりが求められています。

第七次総合計画では、住民が求めるまちづくりに合致する将来像として「水と緑と光の町 すえ」を継続し、定着化したこの将来像のもつ意味を町民全体が認知することで、須恵町に関係するすべての人が、同じ目標に向かってまちづくりを進めること目指し、次のように設定します。

水と緑と光の町 すえ

自然とのふれあい、健康で、活力あるまちづくりを進め、将来を担う子ども達や全ての人が夢を持ち、心から「住みたい」「住んでよかった」といえるようなまちを目指します。

「水」

須恵町は古くより霊峰若杉の豊かな自然の恵みの恩恵を受けてきました。この貴重な自然を後世に残すため、自然とのふれあい大切にしたいまちづくりを進めます。

「緑」

健康で、いつまでも、いきいきと暮らせることは誰しもの願いです。町民一人一人が健康で健やかに暮らすことのできるまちづくりを進めます。

「光」

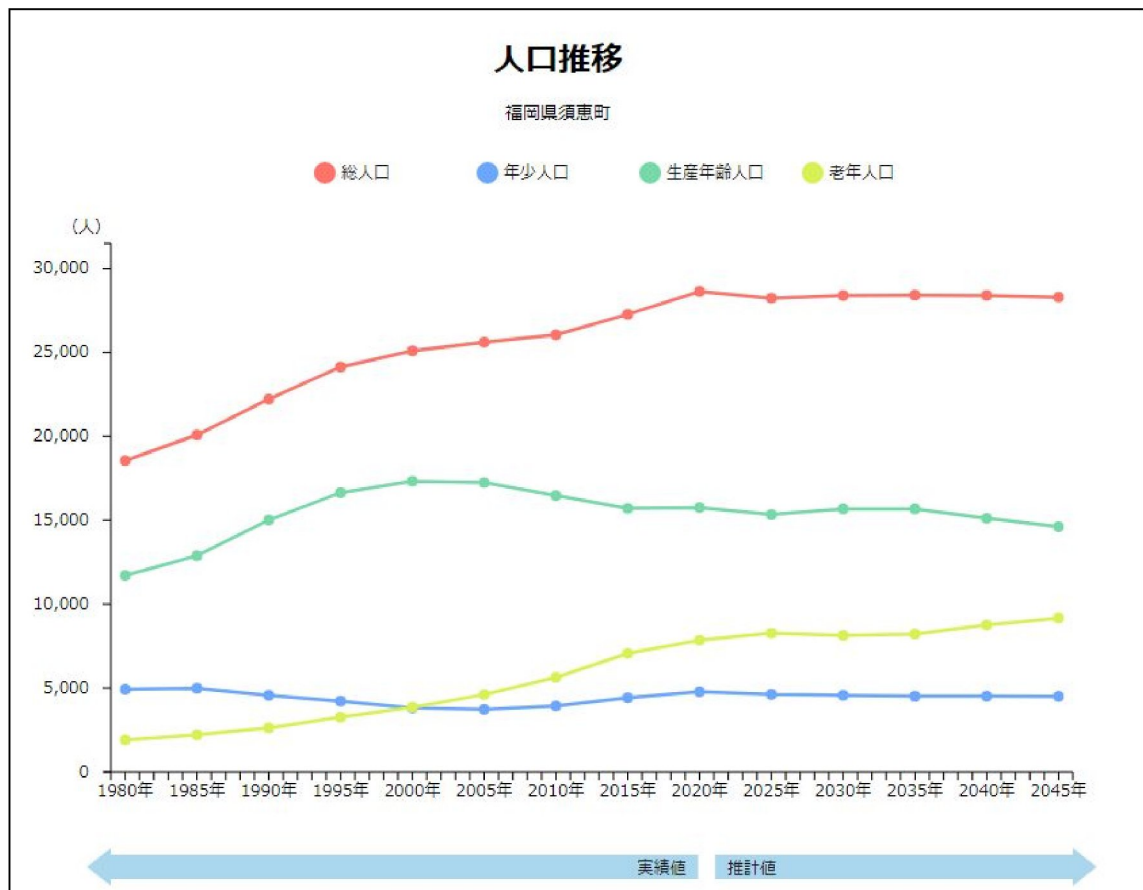
産業の振興と活性化に努め、心のゆとりや生活の潤いのある活力あふれるまちづくりを進めます。また、コミュニティ活動を推進し、心触れ合い、だれもが活躍できるまちづくりを進めます。

人口推計（人口ビジョン）

（傾向）

国の少子化の進行、人口減少は深刻さを増しており、2020年（令和2）年10月1日現在の総人口は1億2,570万8千人で10年連続の減少となっています。また、東京圏への転入超過は、減少傾向にあるものの、いまだ継続している状況です。

そのような中、須恵町は、2020（令和2）年国勢調査における人口は28,628人となり、人口増が続いていますが、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が示す将来人口推計によれば、2020（令和2）年をピークに微減傾向に転ずるとされています。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】

2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値

須恵町が2016（平成28）年3月に策定した「須恵町人口ビジョン」は、2040（令和22）年の将来人口を28,000人と設定していましたが、2020（令和2）年の国勢調査数値が推計値を大きく上回ることとなりました。

(推計方法の決定)

須恵町は、社人研が採用する推計方法（コーホート要因法）を採用するとともに、国土技術政策総合研究所が作成した「将来人口・世帯予測ツール」を活用し、独自の人口推計を行いました。なお、推計算出について、以下の点を考慮しています。

- 1) 2018（平成30）年に公表された社人研の推計データを基礎とする。

※自然増減（出生・死亡）、社会増減（転入・転出）が反映されている。

※出生率については現在の出生率を基礎とし、国全体の低下率を考慮した算出となっている。

- 2) 2016（平成28）年度から2020（令和2）年度の国勢調査人口の増加率を根拠とし、2025（令和7）年度の推計値に反映する。

※住宅供給については、須恵町人口ビジョン算定時の調査により、2040（令和22）年まで可能地が存在すると算出されていることを考慮している。

(推計結果・考察)

独自推計の結果、2040（令和22）年の将来人口は、総数が29,956人、男性が14,397人、女性が15,559人という推計値となりました。男女別においても同様の推移です。

人口構成は、2020（令和2）年国勢調査結果では、年少人口（注1）が約17%、生産人口（注2）が約56%、老年人口（注3）が約27%となっており、2040（令和22）年までこの構成が維持されると予想されます。

注1）年少人口・・・15歳未満の人口。

注2）生産人口・・・15歳以上、65歳未満の人口。労働意欲にかかわらず日本国内で労働に従事できる人口と解される。

注3）老年人口・・・65歳以上の人口。



人口変化	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総数	24,125	25,086	25,601	26,044	27,263	28,628	29,792	29,414	29,792	29,956	29,989
男性	11,682	12,170	12,383	12,499	13,144	13,760	14,320	13,371	14,320	14,397	14,413
女性	12,443	12,916	13,218	13,545	14,119	14,868	15,472	15,276	15,472	15,559	15,576

5歳階級別人口推移(要因法・社人研参照)

5歳階級別人口	年/階層	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
	平成7年	1,075	1,369	1,777	1,955	1,928	1,431	1,123	1,405	1,929
	平成12年	1,166	1,188	1,474	1,766	1,814	1,930	1,445	1,201	1,483
	平成17年	1,228	1,266	1,239	1,416	1,593	1,780	1,926	1,559	1,248
	平成22年	1,383	1,299	1,257	1,162	1,276	1,676	1,819	1,998	1,556
	平成27年	1,457	1,604	1,373	1,271	1,068	1,285	1,766	1,998	2,136
	令和2年	1,431	1,714	1,675	1,361	1,148	1,170	1,545	1,957	2,146
	令和7年	1,489	1,783	1,743	1,416	1,195	1,217	1,608	2,037	2,234
	令和12年	1,470	1,760	1,720	1,398	1,180	1,202	1,588	2,011	2,206
	令和17年	1,489	1,783	1,743	1,416	1,195	1,217	1,608	2,037	2,234
	令和22年	1,497	1,793	1,753	1,424	1,201	1,224	1,616	2,049	2,246
	令和27年	1,499	1,795	1,755	1,426	1,203	1,226	1,618	2,051	2,248

5歳階級別人口	年/階層	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
	平成7年	2,370	1,905	1,419	1,173	958	767	586	525	292	136
	平成12年	1,987	2,423	1,909	1,426	1,138	879	713	533	396	218
	平成17年	1,483	1,966	2,424	1,860	1,375	1,095	777	658	407	301
	平成22年	1,203	1,457	1,929	2,389	1,795	1,288	987	694	491	380
	平成27年	1,586	1,227	1,477	1,930	2,357	1,706	1,179	831	560	450
	令和2年	2,194	1,637	1,243	1,490	1,870	2,216	1,583	1,074	692	482
	令和7年	2,284	1,704	1,294	1,550	1,946	2,306	1,648	1,117	720	501
	令和12年	2,255	1,683	1,278	1,530	1,921	2,277	1,627	1,102	711	495
	令和17年	2,284	1,704	1,294	1,550	1,946	2,306	1,648	1,117	720	501
	令和22年	2,296	1,713	1,301	1,559	1,957	2,319	1,657	1,123	724	504
	令和27年	2,298	1,715	1,303	1,561	1,959	2,321	1,659	1,124	724	504

(目標人口設定)

須恵町は、独自推計に基づき、2040（令和22）年時点までの目標人口を30,000人と位置づけま
す。国は地方創生事業や新たな政策による人口減少社会への対応を続けています。須恵町にお
いても、国や社人研が示す分析結果等を踏まえた様々な政策を進め、人口増を目指し行政運営
を行っていくこととします。

2040（令和22）年 人口将来展望 30,000人

将来像を実現するための分野別政策

将来像「水と緑と光の町 すえ」を実現するため、まちづくりに必要な各種政策を11の大綱に分類し、事業の展開を行います。

■大綱一覧

1 福岡県内で「光る」町になる

須恵町が持続可能な都市であり続けるには、町民が住んでいることに“喜びと誇り”を感じるとともに、“愛着とこだわり”を持って、「このまちに住み続けたい」「このまちをもっと知ってほしい」と思うことが大切です。また、町外からの活力を取り込むために、「このまちを訪れたい」「このまちで働きたい」「このまちに住んでみたい」と思われることが必要です。町の内外から「須恵町」が“選ばれるまち”となるため、町民や関係機関、行政が協働してプロモーションを推進します。

2 活力ある産業基盤の形成

産業はまちの活力の源のひとつです。農業、商業、工業、観光などの連携した振興により、地域産業の活性化を図るとともに、近年、経済成長の機会となっているカーボンニュートラル促進への企業参画や、移住政策と連動した新たな雇用獲得等を支援します。また、ふるさと納税制度を活用した市場拡大をサポートします。

3 教育立町 須恵 ～社会総がかりで教育を推進～

先行き不透明なこれからの時代、どのように社会や産業が変化しても、「ひとづくり」の基本は、先人の知恵に学んだり体験を積み重ねたりして培われた「心の教育」にあります。その心が育まれる過程を通して子どもたちは試行錯誤を重ねていき、「ひと」としての在り方や社会とのかかわり方について学んだり、悩んだりしながら、よりよい見方や考え方を身につけていくものと考えます。そこで、心の教育を須恵町教育の根幹とし、社会総がかりで教育を推進し、職業的・社会的に自立した「ひとづくり」を目指します。

4 子どもと家族の笑顔輝く未来へつなぐまちづくり

子ども・子育て支援は、子どもの幸せを第一に考え、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの成長や子育てを支えることで、子どもと家族に笑顔が輝き、未来につながるまちづくりを進めます。

5 生きがいを持てる社会づくりの推進

高齢者や障がい者など町民の誰もが地域で住み続けることができるよう、町民一人一人の努力はもちろんのこと、お互いに支え合い助け合う地域づくりと、公的な社会福祉制度の連携によって様々な課題を解決していく支援体制の充実を図り、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

6 健康づくりを支えるための環境づくりの推進

いつまでも、いきいきと暮らせることは誰しもの願いであり、そのためには町民一人一人が主体的に健康づくりを進めていかいなければなりません。また、少子高齢化が進行し、生活習慣病による疾病が増加している状況を踏まえ、今後もより一層健康増進のための事業に取り組む必要があります。このような本町の状況等を踏まえ、健康づくりの基本理念を『ともにつくる誰もがいきいきと健康で暮らせるまち』とし町民の健康づくりを支えるための環境づくりを推進します。

7 計画的な都市形成

人口減少や超高齢社会などの「社会の潮流」や、自然・文化・歴史的資源などの「地域特性」、商工業・農林業などの「産業振興」、さらにはまちづくりを地域から支える町民活動やニーズを考慮し、豊かな自然環境と市街地の良好なバランスを保ち、安全で安心して住み続けられる魅力と活力のある都市空間形成を目指し、適切な土地利用と計画的な都市施設整備を推進します。

8 安心安全な地域の形成

地域の安全は地域で守るため、防災対策の充実や防犯活動の推進など、町民や団体と行政が協働し、安全に生活できるまちづくりを進めます。また、快適で住みよい生活環境を維持していくため、ごみの削減や省エネルギーなど、環境負荷の低減に資するゼロカーボンへの取り組みを推進します。

9 地域とともに歩む行政づくり

従来の地域自治や行政サービスが届かない地域課題を解決していくため、行政・地域・企業などが協働し、地域サービスを供給する「新たな公共づくり」の構築に取り組みます。また、すべての人が互いに人権を尊重しつつ、社会への責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる安心して暮らせる多文化共生を推進し、豊かなコミュニティの形成を図ります。

10 未来を見据えた計画性のある行政運営

自立した行政運営が求められる現在に対応するため、職員のさらなる資質の向上に努めるとともに、執行体制の連携強化を図ります。また、限られた財源の中での効率的な行財政運営を図るため行財政改革を進めるとともに、DXの推進や効率的な行政サービスの提供、近隣市町との連携に取り組めます。

11 法令に基づく行政事務の適正な運営

地方分権により、地方自治体の裁量が拡大されていく中、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるものについても、法律・政令に基づき適正な事務処理に努めます。